平成２８年（フ）第４８０号
札幌市白石区東札幌２条５丁目７番１号　メゾン25―203号
債務者　丹羽　徳志
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９２号
札幌市南区澄川６条６丁目９番17号　センターフィールド201号
債務者　松村　美紀
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第４９７号
札幌市豊平区福住１条２丁目３番11号　パレーシャル福住101号
債務者　杉本佐代子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５０９号
札幌市白石区栄通15丁目13番３―111号
債務者　小泉　香織
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３１号
札幌市手稲区稲穂１条１丁目９番22―205号
債務者　中島　辰也
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５２号
岩手県奥州市前沢区駅東４丁目２番地１　ミントベル　202号室、旧住所岩手県北上市村崎野19地割69番地２　エスタブロ206号
債務者　栗林　由加
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第６５号
盛岡市南仙北２丁目26番14号　コーポ・クローバーＣ号、前住所盛岡市黒石野２丁目９番12号　アネックス黒石野205号
債務者　齊藤由紀子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第３２７号
さいたま市南区内谷４丁目８番１号　内谷ハイツ201号室　佐藤方、旧住所さいたま市桜区西堀８丁目11番30号
債務者　柴山　大輔（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第３３８号
埼玉県久喜市栗橋北１丁目11番29―３号
債務者　須藤　啓花
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１２７号
埼玉県草加市遊馬町137番地２　アコール５―308号
債務者　我妻　泰子（旧姓濱地）
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第７１号
埼玉県所沢市林２丁目76番地の18
債務者　古谷　晃寛
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７２号
埼玉県所沢市三ヶ島５丁目1500番地の３　サンステータス三ヶ島Ａ―101
債務者　古谷　幹弘
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７９号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷250番地９
債務者　渡會　秀則
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８０号
埼玉県鶴ヶ島市大字上広谷250番地９
債務者　渡會　麻理
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第８３号
埼玉県大里郡寄居町大字寄居604番地
債務者　野原　智子
1　決定年月日時　平成28年４月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第８６号
埼玉県熊谷市石原1724番地
債務者　小山　清美
1　決定年月日時　平成28年４月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月６日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第４１号
札幌市中央区大通西12丁目ウエスト12ビル４階
債務者　澤田　慈子
1　決定年月日時　平成28年４月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月７日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係